

INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

重 要

2016年ライセンスへの更新はお済みですか？

2月中旬までに2016年ライセンスに更新されませんと、
4月号からJAFスポーツ誌をお届けできなくなりますので、ご注意ください。

各種競技会の情報や、重要な規定等の公示など、他では得られない情報が満載のJAFスポーツ誌のお届けを途切れさせないためにも、ライセンスの更新はお早め！！

ドーピング検査に関する規定改正

[公示No.2016-001]

ドーピング検査に関する規定を下記の通り改正いたしましたので、お知らせいたします。

*下線部 改正箇所

アンチ・ドーピングに関する規定

第1章 総則

第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、FIA国際モータースポーツ競技規則付則A項（以下「付則A項」という。）および世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADA規程」という。）ならびに日本アンチ・ドーピング規程（以下「JADA規程」という。）に基づき、競技運転者の健康を保護し、競技会が公平・公正に行われることを保証する目的により本規定ならびに付則ドーピング防止規定を制定する。

第2条 ドーピングの定義

ドーピングとは、付則A項第2条およびWADA規程第2条ならびにJADA規程第2条に抵触する行為をいう。

第3条 規則の適用

FIAが検査管轄機関となりドーピング検査を実施する場合は付則A項が適用され、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が検査管轄機関となり検査を実施する場合はJADA規程が適用される。

第4条 ドーピング検査の対象

JAF発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいはJAFが公認する競技会の競技運転者は、競技会期間中、

期間外を問わず、ドーピング検査を受ける義務を負う。

また、JAF発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいはJAFが公認する競技会の競技運転者は本規定ならびに付則：ドーピング防止規定に従う義務を負うものとする。

第5条 ドーピング検査対象者の抽出

ドーピング検査対象者の抽出は、付則A項あるいはJADA規程に従って実施されるものとする。

検査対象として抽出された者は、検査を受ける義務を負う。

第6条 アンチ・ドーピング規則違反による制裁措置

ドーピング検査により採取された検体が陽性と判定された者等、アンチ・ドーピング規則違反者に対しては、付則A項あるいはJADA規程で定める手続きにより、制裁措置が課せられる。

検体の採取を拒否しもしくは検体の採取を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避することは、ドーピング防止規定違反となり、付則A項あるいはJADA規程で定める手続きにより制裁措置が課される。また、競技運転者のドーピングを助長する者に対しても同様に制裁措置が課せられる場合がある。

第7条 不服申し立て

課せられた制裁措置に不服がある場合は、付則A項第13条あるいはJADA規程第13条で定める手続きによってのみ、不服申し立てをすることができる。

第8条 本規定の施行

本規定は、2016年1月1日より施行する。

付則：ドーピング防止規定

本付則はJADAの定める競技団体用のアンチ・ドーピング規定に基づき、JAFに合致させたものである。

本付則に記載されていない事項については、付則A項、WADA規程およびJADA規程が適用される。

1. WADA規程

1.1 JAFは、JADAがドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程に基づき、すべての義務を履行する責任を担う。

1.2 WADA規程に基づき、JAFは以下の役割および責任等を担うものとする。

- (1) JAFのアンチ・ドーピングに関する規定が付則A項、WADA規程、国際基準および本規程並びにJADA規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること。
- (2) JADAの自治を尊重し、その運営上の決定および活動を妨げないこと。
- (3) JAFに登録するクラブ・団体（以下「クラブ・団体」という。）に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADAおよびFIAに報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを、要求すること。
- (4) JADAおよびFIAに協力すること。
- (5) クラブ・団体に対し、その主催する競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。
- (6) アンチ・ドーピング規則に違反した競技運転者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金および助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (7) 付則A項、WADA規程およびJADA規程に違反したクラブ・団体またはその下部組織に対し、交付金および助成金の交付の全部または一部を停止すること。
- (8) サポートスタッフまたはその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
- (9) アンチ・ドーピング教育を推進すること（クラブ・団体に対しJADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。）。
- (10) 関係する国内機関および団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- (11) 正当な理由によることなく禁止物質または禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技運転者に対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

2. アンチ・ドーピング規程の適用

2.1 本規定は以下の者に対して適用される。

- (1) JAF
- (2) 競技運転者
- (3) サポートスタッフ
- (4) JAFの権限下にあるその他の人
- (5) クラブ・団体（その下部組織を含む。）

2.2 アンチ・ドーピング規則違反または本規定のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3.1 競技運転者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、付則A項、WADA規程、国際基準、JADA規程（第24.1項を含む。）、本規程並びにJADA、JAFおよびFIAの規範および規則を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取にいつでも応ずること。
- (3) アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医療従事者に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- (5) JADAおよびFIAに対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技運転者に対する決定を開示すること。
- (6) アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

3.2 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らにまたは支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範および規則、すなわち付則A項、WADA規程、国際基準、JADA規程（第24.2項を含む。）、本規程並びにJADA、JAFおよびFIAの規範および規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技運転者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技運転者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
- (4) JADAおよびサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
- (5) アンチ・ドーピング規程違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
- (6) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質または禁止方法も使用しないこと。

3.3 JAFは、以下の義務を負うものとする。

- (1) 付則A項、WADA規程、国際基準および本規定並びにJADA規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること。
- (2) JADAが付則A項、WADA規程およびJADA規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (3) アンチ・ドーピング規則違反を示唆するまたは当該違反に関連するいかなる情報もJADAに報告すること、および、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること。
- (4) 付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- (5) FIAが日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (6) 全ての競技運転者、およびJAF又は登録クラブ・団体が主催する競技会または活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師または医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、付則A項、WADA規程及びJADA規程に適合するアンチ・ドーピング規則および結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- (7) JAFの権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質または禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技運転者に対して支援を提供することを防止すること。
- (8) 登録条件として、登録クラブ・団体の方針、規則およびプログラム等が付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠することを義務付けること。
- (9) 付則A項、WADA規程およびJADA規程の違反を防

- 止するために適切な措置を講じること。
- (10) 聴聞を要求することなく、F I A、J A D Aまたはその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が付則A項、W A D A規程およびJ A D A規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- (11) J A D A以外のアンチ・ドーピング機関により、J A Fの競技運転者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、J A D Aに速やかに通知すること。
- (12) J A D Aと協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。
4. 相互承認
- 4.1 J A Fは、付則A項、W A D A規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。
- 4.2 J A Fは、付則A項、W A D A規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則がW A D A規程に適合している場合には、これを承認する。
5. 本規定違反
- 5.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規定に違反する。
- 5.2 競技運転者、サポートスタッフ、その他の人又はクラブ・団体が本規定に基づくJ A Fに対する義務に違反することは、本規定に違反する。
6. J A Fが課す制裁措置
- 6.1 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、F I Aもしくは日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定を受けて、別途J A Fの決定により、付則A項、W A D A規程及びJ A D A規程違反の重さに従って、日本代表またはその選考の資格、J A Fからの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、J A Fで役職に就く資格を失う。
- 6.2 制裁措置の期間は、付則A項、W A D A規程およびJ A D A規程の各第10条および第11条に従って決定される。
- 6.3 J A Fは、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。
7. 規律手続
- 7.1 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、付

- 則A項、W A D A規程およびJ A D A規程に従って判断され、付則A項、W A D A規程及びJ A D A規程の条項に従って認定され、付則A項、W A D A規程及びJ A D A規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。
- 7.2 付則A項第8条、W A D A規程第8条及びJ A D A規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。
8. 通知
- 本規定に基づいて制裁措置が課せられた場合には、J A Fは課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。
- (1) W A D A規程第14.1条およびJ A D A規程第14.3条に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (2) F I A
- (3) 関係する登録クラブ・団体
- (4) J A Fが通知を必要と考えるその他の人又は組織
9. 不服申立て
- 不服申立てについては、付則A項第13条もしくはJ A D A規程第13条の規定に従うものとする。
10. アンチ・ドーピング規則違反の審査
- アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所(C A S)、日本スポーツ仲裁機構またはアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、J A Fはアンチ・ドーピング規則違反およびそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。
11. 解釈
- 本規定において使用された語は、付則A項、W A D A規程および国際基準(以下、「国際基準」という。)並びにJ A D A規程に従い解釈されるものとする。付則A項、W A D A規程および国際基準(以下、「国際基準」という。)並びにJ A D A規程は、本規定の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、付則A項、W A D A規程および国際基準(以下、「国際基準」という。)並びにJ A D A規程が自動的に適用され、本規定に優先するものとする。
12. 規定の施行
- 本規定は、2016年1月1日から施行する。

以上

2016年関東ジムカーナ選手権カレンダーの誤記について

[公示No.2016-002]

本誌2015年12月号【公示No.2015-111】にてお知らせしました、2016年関東ジムカーナ選手権カレンダーにつきまして、第7戦の開催場所に誤記がありました。読者の皆様、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びいたします。

- 記
- ・関東ジムカーナ選手権第7戦開催場所：
 (誤) 筑波中央サーキット
 ↓
 (正) 茨城中央サーキット

以上

2016年JAF地方ラリー選手権のクラス区分および過給器付車両のエアリスリクターについて

[公示No.2016-003]

2016年日本ラリー選手権規定第12条および第13条に基づき、2016年JAF地方ラリー選手権のクラス区分および過給器付車両のエアリスリクターについて、下記の通りお知らせします。

1 北海道ラリー選手権 (全5クラス)

- ①RA-1クラス
 - ・気筒容積1,600cc以下のRPN車両。
 - ・なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。
- ②RA-2クラス
 - ・気筒容積1,600ccを超えるRPN車両。
 - ・なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。
- ③RA-3クラス
 - ・気筒容積1,500cc以下の2輪駆動車両。AE車両(気筒容積別区分なし)。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。
- ④RA-4クラス
 - ・気筒容積3,000cc以下の車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。
- ⑤RA-5クラス
 - ・気筒容積3,000ccを超える車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着を義務付ける。そのサイズは33mm(外径39mm未満)とする。

2 東日本ラリー選手権 (全3クラス)

- ①BC-2クラス
 - ・気筒容積1,500cc以下の車両、および気筒容積1,600cc以下のRPN車両。
 - ・AE車両(気筒容積別区分なし)。
 - ・なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。
- ②BC-3クラス
 - ・気筒容積1,500ccを超え3,000cc以下の車両、および気筒容積1,600ccを超え3,000cc以下のRPN車両。
 - ・なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。
- ③BC-4クラス
 - ・気筒容積3,000ccを超える車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。

3 中部・近畿ラリー選手権 (全3クラス)

- ①DE-3クラス
 - ・気筒容積1,500cc以下のRN、RJ、RPN、RF車両。
 - ・AE車両(気筒容積別区分なし)。
 - ・なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径39mm未満)とする。
- ②DE-45クラス
 - ・4輪駆動で気筒容積1,500ccを超え2,500cc以下のRN、RJ、RPNまたはRF車両。
 - ・2輪駆動で気筒容積1,500ccを超えるRN、RJ、RPN

またはRF車両。RR車両。

なお、RPN車両については、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2006年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

- ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径39mm未満)とする。
- ③DE-6クラス
 - ・4輪駆動で気筒容積2,500ccを超えるRN、RJまたはRF車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径39mm未満)とする。さらに、エアリスリクターを装着しない場合は、エンジンコントロールユニット(ECU)の変更、改造を認めない。

4 中四国ラリー選手権 (全4クラス)

- ①FG-1クラス
 - ・気筒容積別区分なしのRPN車両。AE車両(気筒容積別区分なし)。
 - ・なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。
- ②FG-2クラス
 - ・気筒容積1,500cc以下の車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。
- ③FG-3クラス
 - ・気筒容積1,500ccを超え3,000cc以下の車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。
- ④FG-4クラス
 - ・気筒容積3,000ccを超える車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。

5 九州ラリー選手権 (全6クラス)

- ①RH-1クラス
 - ・気筒容積1,586cc以下の2輪駆動のRPN車両。AE車両(気筒容積別区分なし)。
 - ・なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。
 - ・1,500cc以下の車両は当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量とする。1,501ccから1,586cc以下の車両は当該自動車製造者発行のカタログ等の主要諸元一覧表の車両重量に安全装備分の50kgを増量された値を車両重量とする。
- ②RH-2クラス
 - ・気筒容積1,500cc以下の車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径39mm未満)とする。さらに、エアリスリクターを装着しない場合は、エンジンおよびエンジンコントロールユニット(ECU)はノーマルとする。
- ③RH-3クラス
 - ・気筒容積1,586ccを超える2輪駆動のRPN車両。
 - ・なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。
- ④RH-4クラス
 - ・気筒容積1,500ccを超え3,000cc以下の車両。
 - ・過給器付車両へのエアリスリクターの装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは最大内径33mm(外径39mm未満)とする。さらに、エアリスリ

クターを装着しない場合は、エンジンおよびエンジンコントロールユニット（ECU）はノーマルとする。

⑤RH-5クラス

・気筒容積別区分なしの4輪駆動のRPN車両。
 なお、RPN車両に対するJAF登録年での年次制限は行わない。

⑥RH-6クラス

・気筒容積3,000ccを超える車両。
 ・過給器付車両へのエアリトリクターの装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは最大内径33mm（外径39mm未満）とする。さらに、エアリトリクターを装着しない場合は、エンジンおよびエンジンコントロールユニット（ECU）はノーマルとする。

以上

2016年JAF地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権のクラス区分について

[公示No.2016-004]

1. 地方ジムカーナ選手権

1) 2016年北海道ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門 (PN, AE)	PN-1	気筒容積を制限しない前輪駆動(FR)および後輪駆動(FR)のPN車両およびAE車両*1
	PN-2	気筒容積および駆動方式を制限しないPN-1以外のPN車両*1
N, SA, B部門	SH-1	2輪駆動のN, SA, B, SAX車両*2
	SH-2	4輪駆動のN, SA, B, SAX車両*2
SC部門	区分なし	クラス区分なしのSC車両

*1の記号のあるクラスは、2014年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則第2章 第2条 2)を適用する。

*2の記号のあるクラスの内、下記タイヤを含め通称Sタイヤを使用する場合は、本年のJAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定第4章スピードN車両規定第8条または第5章スピードSA車両規定第8条に従うこと。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められるタイヤ銘柄
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
製造者問わず		海外タイヤ製造者製該当タイヤを含む(通称セミレーシングタイプタイヤ)等

2) 2016年東北ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門	PN1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動(FR, FR)のPN車両*1
	PN2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FR, FR)のPN車両*2
	PN3	PN1クラス、PN2クラスに該当しないPN車両*2
N部門	N(FWD)	前輪駆動のN車両*3
	N(RWD)	後輪駆動のN車両*3
SA部門	SA1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両
	SA2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両
	SA3	排気量制限なしの4輪駆動のSA車両
SC部門	区分なし	SC車両
AE部門	区分なし	AE車両*3

*1の記号のあるクラスは、2014年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則第2章 第2条 2)を適用する。

*2の記号のあるクラスは、2015年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則第2章 第2条 2)を適用する。

*3の記号のあるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
製造者問わず		ラリータイヤ／海外タイヤ製造者製通称Sタイプ、縦溝のみのタイヤ等

3) 2016年関東ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門	クラス1	気筒容積1600cc以下の前輪駆動(FR)のPN車両*1 *2
	クラス2	気筒容積1600ccを超える前輪駆動(FR)のPN車両*1 *2
	クラス3	気筒容積2000cc以下の後輪駆動(FR)のPN車両でFIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両 *1 *2
	クラス4	気筒容積2000ccを超える後輪駆動(FR)のPN車両(*2)とJAF登録車両規定第2条2)による前輪駆動(FR)および後輪駆動(FR)のPN車両 *1
	クラス5	クラス1~4に該当しないPN車両 *1
N部門	クラス1	気筒容積区分無しの前輪駆動のN車両 *3
	クラス2	気筒容積区分無しの後輪駆動のN車両 *3
	クラス3	気筒容積区分無し4輪駆動のN車両 *3
SA/SAX部門	クラス1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両およびSAX車両
	クラス2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両およびSAX車両
	クラス3	気筒容積区分無し4輪駆動のSA車両およびSAX車両
SC/D部門	区分なし	クラス区分なしのSC車両およびD車両
AE部門	区分なし	クラス区分無しAE車両 *1 *2

*1の記号があるクラスは、2016年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則第2章 第2条 2)を適用する。

*2の記号があるクラスは、「JAF登録車両規定第2条2」による車両は除く。

*3の記号があるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・RSV98・02G・03G
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・049・A050
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
製造者問わず		縦溝のみのタイヤ／ラリータイヤ／海外タイヤ製造者製該当タイヤ等

4) 2016年中部ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門	クラス1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動(FF、FR)のPN車両*1
	クラス2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF、FR)のPN車両*1
	クラス3	気筒容積1600ccを超える後輪駆動(FR)のPN車両の内、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両*1
	クラス4	クラス1、クラス2及びクラス3に該当しないPN車両*1
N部門	クラス1	前輪駆動のN車両
	クラス2	後輪駆動のN車両
	クラス3	4輪駆動のN車両
SA部門	クラス1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA/SAX車両
	クラス2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA/SAX車両
	クラス3	4輪駆動のSA/SAX車両
B部門	区分なし	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両*2、*3
SC部門	区分なし	クラス区分なしのSC車両
D部門	区分なし	クラス区分なしのD車両

*1の記号のあるクラスは、2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章 第2条 2)を適用する。
*2の記号のあるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888・RR
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
Hankook Tire Co., Ltd	Ventus	Z214
Kumho Tire Co., Ltd	Ecsta	V710
製造者問わず		ラリータイヤ/海外タイヤ製造者製該当タイヤ(通称Sタイプ)等

- *3の記号のあるクラスは、以下の制限が加えられる。
- ①排気量 : 1500cc以下の自然吸気エンジン(N/Aエンジン)とする。上記の排気量以下であればハイブリッド車両での参加も認められる。
 - ②駆動方式 : 前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
 - ③車両本体価格 : 250万円以下とする。
当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一型式に記載される車両本体価格を基準とする。
 - ④最終減速比 : 変更は許されない。
 - ⑤フライホイール : 変更は許されない。
 - ⑥エアコン : 装着およびその機能を維持していること。
 - ⑦タイヤ : セミレーシングタイヤの使用を禁止する。
競技に使用できるタイヤ幅は195mmまでとする。(競技会場内)
 - ⑧参加制限 : 自動車検査証の初度登録年月より7年経過した車両は参加できない。

5) 2016年近畿ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門	PN1	1600cc以下の前輪駆動及び2000cc以下の後輪駆動(FR)のPN制限付車両*
	PN2	気筒容積及び駆動方式を制限しないPN制限付車両*
N部門	N1	気筒容積1000cc以下のN車両
	N2	気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両
S部門(SA, SAX, SC)	S1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA・SAX・SC車両
	S2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA・SAX・SC車両
	S3	排気量区分なしの4輪駆動のSA・SAX・SC車両
B部門	B1	気筒容積1150cc以下の軽4輪のB車両
	B2	気筒容積を制限しない2輪駆動のB制限付車両*
	B3	気筒容積を制限しない4輪駆動のB制限付車両*
AE部門	AE	気筒容積を制限しないAE制限付車両*

*の記号のある「制限付車両」は、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
製造者問わず		ラリータイヤ/海外タイヤ製造者製通称Sタイプ、縦溝のみのタイヤ等

6) 2016年中国ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門(PN、N)	PN1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動(FF、FR)のPN車両*1
	PN2+	気筒容積1600ccを超える2輪駆動(FF、FR)のPN車両、気筒容積2000cc以下の後輪駆動(FR)のN車両*1 ただし、N車両はJAF登録車両であり、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2003年の1月1日以降の車両で、国内競技車両規則第3編スピード車両規定第4章 第5条 5. 3)最終減速比の変更は認められない
	PN4	PN1およびPN2+に該当しないPN車両*1
AN部門(N、SA)	AN1	気筒容積1000cc以下のN車両、気筒容積1000ccを超える2輪駆動のN車両、気筒容積1600cc以下のSA車両および、1600ccを越える2輪駆動のSA車両
	AN2	気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両、気筒容積1600ccを超える4輪駆動のSA車両
CDX部門(SAX、SC、D)	CDX	気筒容積区分なしのSAX車両、SC車両およびD車両
BR部門(B、AE)	BR1	気筒容積区分なしの2輪駆動のB車両およびAE車両*2
	BR2	気筒容積区分なしの4輪駆動のB車両およびAE車両*2

*1の記号のあるクラスは、2014年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2章 第2条 2)を適用する。
*2の記号のあるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
横浜ゴム(株)	ADVAN	A050・A049・A048
住友ゴム工業(株)	DIREZZA FORMULA-R FALKEN	D03G・D02G D93J RX-VII・RS-V04
(株)ブリヂストン	POTENZA	RE11S・RE55S
東洋ゴム工業(株)	PROXES TRAMPIO	R888
製造者問わず		海外タイヤ製造者製該当タイヤ(通称セミレーシングタイヤ)に準ずるタイヤ、縦溝のみのタイヤ等

7) 2016年四国ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門 (PN,N)	区分なし	2輪駆動のPN車両および気筒容積2000cc以下の後輪駆動のN車両（JAF登録車両で同一車両型式の最も古いJAF登録年が2003年1月1日以降の車両）※
NS部門 (N, SA, SAX, SC, D, AE)	クラス1	気筒容積1600cc以下のN, SA, SAX, SC, AE車両
	クラス2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動のN, SA, SAX, SCおよびAE車両
	クラス3	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN, SA, SAX, SC, クラス区分なしのD車両およびAE車両
R部門 (PN, B)	クラス1	気筒容積1150cc以下の後輪駆動のB車両 気筒容積1500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のB車両※
	クラス2	気筒容積1500ccを超える前輪駆動のB車両※
	クラス3	気筒容積1150ccを超える後輪駆動のB車両※
	クラス4	気筒容積1500ccを超える4輪駆動のB車両および4輪駆動のPN車両※

※の記号があるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
製造者問わず		海外タイヤ製造者製通称Sタイヤと判断されるもの、縦溝のみのタイヤ

8) 2016年九州ジムカーナ選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN部門 (PN, AE)	PN-1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動（FF, FR）のPN車両およびAE車両*
	PN-2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF, FR）のPN車両およびAE車両*
NS部門 (PN, N, SA, SAX)	NS-1	全ての前輪駆動のN車両、SA車両およびSAX車両*
	NS-2	全ての後輪駆動のN車両、SA車両およびSAX車両*
	NS-3	全ての4輪駆動のPN車両、N車両、SA車両およびSAX車両*
B部門	B-1	全ての軽4輪のB車両*
SS部門 (N, SA, SAX, B)	SS	排気量区分、駆動方式区分なしのN車両、SA車両、SAX車両およびB車両

*の記号のあるクラスは、下記タイヤの使用が認められない。ただし、下記タイヤがJATMAラベリングの認定を受けた場合は使用が認められる。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S・11A2.0/4.0
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G・ZII・β・α
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050・A-08B
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
グッドイヤー(株)		RSsport-86S・R2・R3・R4・Vspec
製造者問わず		海外タイヤ製造者製通称Sタイヤと判断されるもの、縦溝のみのタイヤ

2. 地方ダートトライアル選手権

1) 2016年北海道ダートトライアル選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
PN, N, SA, SAX, B, SC, D, AE部門	FF-1	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN車両、SA車両、SAX車両、B車両、SC車両および気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両および全てのAE車両で2000年（平成12年）10月以降に初度登録された車両であること
	FF-2	FF-1クラスに該当しない2輪駆動のPN車両、N車両、SA車両、SAX車両、B車両およびSC車両
	RWD	排気量区分なしの後輪駆動のPN車両、N車両、SA車両、SAX車両、B車両およびSC車両
	4WD-1	気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両、SA車両、SAX車両、B車両およびSC車両
	4WD-2	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両、SA車両、SAX車両およびSC車両

2) 2016年東北ダートトライアル選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
AE, PN, N/SA1500部門 (PN,N,SA,AE)	AE・PN・N/SA1500	全てのAE車両およびPN車両、気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN車両、SA車両およびSAX車両
N部門	N1	2輪駆動のN車両と気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両
	N2	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両
S部門 (SA, SAX, SC)	S1	2輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
	S2	4輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
D部門	区分なし	排気量区分なしのD車両

3) 2016年関東ダートトライアル選手権 クラス区分：

部門	クラス	参加車両
N1500&PN1部門 (PN,N,AE)	N1500 & PN1	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN車両で排ガス規制平成12年規制以降の適合車両、および気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両とし、AE車両を含む。
PN2部門	PN2	気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両とする。
N部門	N1	2輪駆動のN車両および気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両
	N2	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両
S部門 (SA, SAX, SC)	S1	2輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
	S2	4輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
D部門	区分なし	排気量および駆動方式による区分なしのD車両

4) 2016年中部ダートトライアル選手権 クラス区分:

部門	クラス	参加車両
RWD部門 (PN,N,SA, SAX,B,SC,D)	RWD	排気量区分なしの後輪駆動のPN車両、N車両、SA車両、SAX車両、B車両、SC車両およびD車両
PN・S1500部門 (PN,B,AE)	PN・S1500	気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両 ※1、気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両および全てのA E車両
N部門	N1	排気量によるクラス区分なしの2輪駆動のN車両
	N2	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両
S部門 (N, SA, SC, D)	S1	排気量によるクラス区分なしの2輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
	S2	気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両および気筒容積3000cc以下の4輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
	S3	気筒容積3000ccを超える4輪駆動のSA車両、SAX車両、SC車両およびD車両

- ※1の記号のあるクラスの内、B車両は以下の制限が加えられる。
- 参加が許される車両は、気筒容積1500cc以下の自然吸気エンジンの車両および気筒容積1500cc以下の自然吸気エンジンを搭載したハイブリッド車両とする。
 - 駆動方式は、前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する2輪駆動車とする。
 - 当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とし、250万円以下とする。
 - 最終減速比の変更は許されない。
 - フライホイールの変更は許されない。
 - エアコンは装着されていなければならず、その機能を維持していること。
 - 自動車検査証の初度登録年月が平成12年1月以降の車両であること。

5) 2016年近畿ダートトライアル選手権 クラス区分:

部門	クラス	参加車両
PN部門	クラス1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両
N部門	クラス1	2輪駆動のN車両
	クラス2	気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両
RWD部門 (PN,N,SA,SAX)	RWD クラス	排気量によるクラス区分なしの後輪駆動のPN車両、N車両、SA車両およびSAX車両
SA、SC部門	クラス1	2輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
	クラス2	4輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
D部門	区分なし	クラス区分なしのD車両
A E部門	クラス1	クラス区分なしのA E車両

6) 2016年中国ダートトライアル選手権 クラス区分:

部門	クラス	参加車両
PN部門	PN-1	気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両
RWD部門 (PN,N,SA, SAX,SC,D)	RWD	排気量区分なしの後輪駆動のPN車両、N車両、SA車両、SAX車両、SC車両およびD車両
N部門	N-1	2輪駆動のN車両
NS部門 (N,SA,SAX)	NS-1	4輪駆動のN車両、SA車両およびSAX車両
SA部門	SA-1	2輪駆動のSA車両およびSAX車両
SCD部門 (SC, D)	SCD-1	2輪駆動のSC車両およびD車両
	SCD-2	4輪駆動のSC車両およびD車両
A E部門	A E	すべてのA E車両

7) 2016年四国ダートトライアル選手権 クラス区分:

部門	クラス	参加車両
N部門 (PN, N)	1	2輪駆動のPN車両およびN車両 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のPN車両およびN車両
	2	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のPN車両およびN車両
SD部門 (SA, SAX, SC)	1	2輪駆動のSA車両、SAX車両およびSC車両
	2	4輪駆動のSA車両、SAX車両、SC車両および駆動方式区分なしのD車両

8) 2016年九州ダートトライアル選手権 クラス区分:

部門	クラス	参加車両
N部門	N1	2輪駆動のN車両および気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両
	N2	気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両
S部門 (PN,N,SA, SAX,B,SC, AE)	FR	後輪駆動のPN車両、N車両、SA車両、SAX車両、B車両およびSC車両
	S1	気筒容積1586cc以下の2輪駆動のPN車両、N車両、SA車両、SAX車両およびA E車両
	S2	気筒容積1586ccを超える2輪駆動のSA車両、SAX車両、排気量区分なしの2輪駆動のB車両およびSC車両
C部門 (SAX,B,SC)	S3	4輪駆動のSA車両、SAX車両
	区分なし	排気量および駆動方式区分なしのSAX車両、B車両およびSC車両
D部門	区分なし	排気量および駆動方式区分なしのD車両

2016年全日本ラリー選手権統一規則の制定

[公示No.2016-005]

2016年全日本ラリー選手権統一規則を以下の通り定める。

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

○競技会の定義および組織

2016年JAF全日本ラリー選手権第○戦〔「競技会の名称」〕は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2016年日本ラリー選手権規定、2016年全日本ラリー選手権統一規則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○プログラム～○レッキの実施方法（略）

○タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの本数は、____本までとする。

[※1. 舗装（ターマック）スペシャルステージを有する競技会の場合、以下の条文を追記すること]

- ・R R車両、R N車両およびR J 車両は、下記事項を満

たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記(1)による縦溝のみを有したタイヤおよびスノータイヤ（「M+S」、「M・S」、「M&S」の表示があるタイヤ）の使用は認められない。

(1) タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。

(2) 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。

- ・RPN車両およびAE車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記(2)による縦溝のみを有したタイヤおよびスノータイヤ（「M+S」、「M・S」、「M&S」の表示があるタイヤ）の使用は認められない。

(1) 日本自動車タイヤ協会（JATMA）の定めるJATMAラベリング規格における転がり抵抗C以上、ウェットグリップd以上であること、または欧州のグレーディング規格における転がり抵抗F以上、ウェットグリップE以上のタ

イヤであること。

(2) 上記(1)を満たしたタイヤでかつタイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。

(3) 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されていること。

- ・安全上必要と判断した場合、競技長の宣言により規定本数に追加して2本使用することができる。
- ・本項に従ってなされた競技長の宣言に対して抗議することはできない。

[※2. 非舗装(グラベル)スペシャルステージを有する競技会の場合、以下の条文を追記すること]

・スノータイヤ(「M+S」、「M・S」、「M&S」の表示があるタイヤ)を使用すること。

[※3. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

- ・舗装(ターマック)スペシャルステージの距離が50km～100km未満の場合、8本(RPN車両およびAE車両は6本)とし、100km以上の場合、20km毎に2本追加。
- ・非舗装(グラベル)スペシャルステージの距離が50km～100km未満の場合、12本(RPN車両およびAE車両は8本)とし、100km以上の場合、20km毎に2本追加。

[※4. 以下の条文を記載すること。] (略)

○セレモニアルスタート/フィニッシュ○整備作業 (略)

○賞典

JN-1クラス	1位～3位	JAF楯
JN-2クラス	1位～3位	JAF楯
JN-3クラス	1位～3位	JAF楯
JN-4クラス	1位～3位	JAF楯
JN-5クラス	1位～3位	JAF楯
JN-6クラス	1位～3位	JAF楯

[※1. 副賞がある場合はその旨記載すること]

[※2. 副賞を制限する場合、「JAFの賞典を除き、参加台数の…を下回らない範囲で賞典を制限する」等を記載すること。この場合、正式な数を記載した公式通知を発行し、参加受理書に同封すること]

○その他～○付則 (略)

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条～第6条 (略)

第7条 参加確認

定められた時間内に、参加者、ドライバーおよびコ・ドライバーは、夫々本人が下記の書類を参加確認受付時に提示すること。代理は認められない。

- 1) ドライバーおよびコ・ドライバーの自動車運転免許証
- 2) ドライバーおよびコ・ドライバーの競技運転者許可証
- 3) 競技参加者許可証

第8条～第9条 (略)

第10条 書類検査および車両検査

1. 書類検査:

参加者は、書類検査時に以下の書類を提示すること。

- 1) 自動車検査証
- 2) 自動車損害賠償責任保険証
- 3) 対人賠償保険および搭乗者保険証(共済等)

2. 車両検査:

1)～3) (略)

4) JAFが指定した競技番号(ゼッケン)および広告は公式車両検査前までに参加車両の指定された場所に貼付されていなければならない。なお、競技中に外部から視認できるよう維持されていること。

5)～11) (略)

第11条 (略)

第12条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようにクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

第13条～第23条 (略)

以上

2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則の制定

[公示No.2016-006]

2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則を以下の通り定める。

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

○競技会の定義および組織

2016年JAF全日本「ジムカーナ/ダートトライアル」選手権第戦「[競技会の名称]」は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に

準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○競技会の名称～○諸施設の見取り図 (略)

第2条～第33条 (略)

以上

FIA-F4車両用指定タイヤについて

[公示No.2016-007]

FIA-F4選手権では、JAF承認のもとプロモーターによって指定されたタイヤを使用することとなっております。同選手権のプロモーターからの以下の通り申請があり、指定タイヤとして承認しておりますので改めてお知らせいたします。

1. 指定タイヤ

●銘柄：住友ゴム工業株式会社製〈ダンロップ〉

ドライ用：RACING SLICK FIA-F4 USE

	サイズ	パターン
DRY/FRONT	195/550 R13	SLICK FIA-F4
DRY/REAR	240/570 R13	SLICK FIA-F4

ウェット用：RACING WET FIA-F4 F4 USE

	サイズ	パターン
WET/FRONT	180/550 R13	R93 FIA-F4
WET/REAR	240/570 R13	R93 FIA-F4

●刻印：タイヤにはサイドウォールに次の刻印があります。

『FOR FIA-F4 USE ONLY』

●指定期間：2017年12月31日まで

●販売開始時期：販売中

●販売価格：（ドライ、ウェットは同価格）

フロント 21,600円（税込）

リア 27,000円（税込）

●サービス料金：上記タイヤ価格には、組替え料金は含まれていません。組替えは、FIA-F4選手権競技会時のサーキット内タイヤサービスガレージにて行います。組替履歴のない新品タイヤのサーキット内タイヤサービスガレージでの組替え工賃は無料とします。廃タイヤ料金は別途250円/本が必要です。

●住友ゴム工業株式会社製 FIA-F4 タイヤに関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

管轄サーキット	問合せ窓口	所在地・電話・Fax	管轄地域
スポーツランドSUGO	住友ゴム工業株式会社 モータースポーツ部 担当：白石	〒651-0071 兵庫県神戸市中央区筒井町2-1-1 Tel: 078-265-5622 月～金 9:00～17:45	全国
ツインリンクもてぎ			
富士スピードウェイ			
鈴鹿サーキット			
岡山国際サーキット			
オートボリス			

2. 指定タイヤの販売

下記の要領で販売します。

●販売窓口：

株式会社GTアソシエーション FIA-F4 事務局

住所 〒141-0031

東京都品川区西五反田 2-14-2

五反田YNビル 3F

電話番号 03-6426-2501

E-mail tyre@fiaf4.jp

担当 中野

●販売方法：

- 指定タイヤ購入希望者はFIA-F4公式サイトより「FIA-F4専用タイヤ注文書」を入手して所定事項を記入の上、Eメールにてお申込みください。注文書の送信と同時に必要金額を指定銀行口座にお振込みください。
- お振込み金額確認後、GTアソシエーションFIA-F4事務局より「タイヤ引換券」を送付いたします。（確認後、引換券到着までに約10日間を要します）
- 各サーキット内タイヤサービスガレージ（レース週の木曜日午後～日曜日のみ開設）にタイヤ引換券をご持参いただくことで、ご注文のタイヤをお引き渡します。なお、各サーキットのタイヤサービスガレージや販売店、FIA-F4事務局での現金による直接購入は出来ませんので、万一の際の予備タイヤをご用意いただくことを強くお勧めします。
- 各サーキット内タイヤサービスガレージ以外の場所に配送を希望する場合は、「FIA-F4専用タイヤ注文書<直送専用>」に直送先の住所・受取担当者名・電話番号を明記してください。送料は元払いとします。
- レース開催2週間前までに申し込みを完了してください。レース直前の申込の場合、「タイヤ引換券」の発行をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

F4車両用指定タイヤについて

[公示No.2016-008]

F4車両は、JAF承認のもとオーガナイザーによって指定されたタイヤを使用することとなっております。当該シリーズのオーガナイザーからの以下の通り申請があり、指定タイヤとして承認しておりますので改めてお知らせいたします。

1. 指定タイヤ

- 銘柄：住友ゴム工業株式会社製〈ダンロップ〉
ドライ用：RACING SLICK F4 USE

	サイズ	パターン
DRY/FRONT	195/550 R13	SLICK F 4
DRY/REAR	240/570 R13	SLICK F 4

ウェット用：RACING WET F4 USE

	サイズ	パターン
WET/FRONT	180/550 R13	R93 F 4
WET/REAR	240/570 R13	R93 F 4

- 刻印：タイヤにはサイドウォールに次の刻印があります。
「FOR F4 USE ONLY」
- 指定期間：2017年12月31日まで
- 販売開始時期：販売中
- 販売価格：（ドライ、ウェットは同価格、価格は予告なく変更される場合があります。）
フロント 21,700円（税込）
リア 26,800円（税込）
- サービス料金：上記タイヤ価格には、組替え料金は含まれていません。組替えは、F4レース時のサーキット内タイヤサービスガレージにて行います。組替履歴のない新品タイヤのサーキット内タイヤサービスガレージでの組替え工賃は無料とします。廃タイヤ料金は別途260円/本が必要です。

2. 指定タイヤの供給

下記の要領で供給、販売します。

- 販売元：日本F4協会

- 住友ゴム工業株式会社製 F4タイヤに関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

管轄サーキット	問合せ窓口	所在地・電話・Fax	管轄地域
スポーツランドSUGO	住友ゴム工業株式会社 モータースポーツ部 担当：安岡	〒651-0071 兵庫県神戸市中央区筒井町2-1-1 Tel：078-265-5622 Fax：078-265-5652	全国
ツインリンクもてぎ			
筑波サーキット			
富士スピードウェイ			
鈴鹿サーキット			
岡山国際サーキット			

<http://www.f4k.co.jp/>

- 販売指定窓口：

株式会社日本フォーミュラ・フォー協会
住 所 〒243-0027 神奈川県厚木市愛甲東1-25-12
東京アールアンドデー厚木事業所内
電話番号 046-227-1101
ファックス番号 046-227-1105

- 販売方法：

- ① 指定タイヤ購入希望者は日本F4協会ホームページより「F4タイヤ注文書」を入手して所定事項を記入の上、購入方法ご案内に従いお手続きください。
- ② 申し込み受付後、日本F4協会タイヤ販売事務所より「F4タイヤ引換券」を送付いたします。（申し込み受付後、引換券到着までに約10日間を要します）
- ③ タイヤ注文書に記載された各サーキット内タイヤサービスガレージ（レース前日および当日のみ開設）にタイヤ引換券をご持参いただくことで、御注文のタイヤをお引き渡します。注文書にはエントリー時のゼッケンを記入してください。なお、各サーキットのタイヤサービスガレージや販売店での現金による直接購入は出来ませんので、万一の際の予備タイヤをご用意いただくことを強くお願いします。
- ④ 各サーキット内タイヤサービスガレージ以外の場所に配送を希望する場合は、「F4タイヤ注文書」に配送先の住所・氏名（または受け取り担当者）・電話番号・お届け希望日を明記してください。お届け希望日の記載が無い場合、翌週での出荷手配となります。年末年始、その他繁忙期はF4協会ホームページに確認ください。送料は元払いとします。
- ⑤ レース開催2週間前までに申し込みを完了してください。レース直前の申込の場合、「タイヤ引換券」の発行をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 注文後の取り消しはできません。また、製造ロットの指定はお受けできません。

S-FJ/FJ1600車両指定タイヤについて

[公示No.2016-009]

S-FJ/FJ1600車両は、JAF承認のもとオーガナイザーによって指定されたタイヤを使用することとなっております。当該シリーズのオーガナイザーからの以下の通り申請があり、指定タイヤとして承認しておりますので改めてお知らせいたします。

1. 指定タイヤ (S-FJ、FJ1600共通)

- 銘柄：横浜ゴム株式会社製
 ドライ用：ADVANレーシング A005
 ウェット用：ADVANレーシング A006
- 刻印：サイドウォールに「FJ USE ONLY」の表示。さらに、
 ドライ用にはサイド刻印番号 フロント「2920」
 リア「2919」
 ウェット用にはサイド刻印番号 フロント「2796」
 リア「2797」
- 指定期間：2018年12月31日まで
- 価格：(ドライ・ウェット共通)
 F：13,500円/本(消費税含む)
 R：15,500円/本()
- サービス料金：上記タイヤ価格には、レース時のサーキットタイヤガレージおよび下記のFJタイヤ取扱店にての新品タイヤへの組替えは含まれています。
 中古タイヤの組替えには、1本当たり1,000円必要となります。
 廃タイヤ料金：250円/本

2. 指定タイヤの供給

- 供給窓口：ジャパンスカラシップシステム
 所在地：〒513-0825 三重県鈴鹿市住吉町5769-8
 電話：059-379-0966 FAX：059-379-2809
 担当：藤田

●横浜ゴム株式会社 S-FJ/FJ1600用タイヤ取扱店一覧

営業時間：AM9：00～PM5：30

休日：日・月

●購入方法：

- ①指定タイヤ購入希望者はジャパンスカラシップシステムより「FJタイヤ注文書」を入手し、所定事項を記入して現金書留で申し込んで下さい。
- ②申し込み受付後、ジャパンスカラシップシステムより「FJタイヤ引換券」が宅配にて送付されます。(申し込みから引換券到着までに約6日間を要します)
- ③購入申し込み時に指定したタイヤ取扱店、または各サーキット内のタイヤサービスガレージ(レース前日および当日のみ開設)に引換券を持参すると、タイヤを受け取ることができます。なお、引換券なしでガレージ・代行販売店でタイヤを直接購入することはできませんので万一に備えスペアを用意しておくことを強く推奨します。
- ④指定タイヤ取扱店、または各サーキット以外の場所に配送を希望する場合は「FJタイヤ注文書」に配送先の住所・氏名(または受け取り担当者)・電話番号を明記して下さい。(配達手配後受け取りまで約3日間以上を要します)
- ⑤レース1週間前迄に申し込みを完了してください。
 レース直前の申し込みの場合「タイヤ引換券」の発行をお断りすることがありますのでご了承ください。

担当地区	管轄サーキット	代行販売会社名	所在地・電話・FAX	管轄地域
東北地区	スポーツランドSUGO	ケー・パワーズ株式会社 担当：栗田修一	〒277-0863 千葉県柏市豊四季152-38 TEL：04-7146-4614 FAX：04-7146-2721	東北全域
もてぎ地区	ツインリンクもてぎ	ケー・パワーズ株式会社 担当：栗田修一	〒277-0863 千葉県柏市豊四季152-38 TEL：04-7146-4614 FAX：04-7146-2721	関東全域 静岡
筑波地区	筑波サーキット	アドバンタイヤサービス 株式会社山崎商事 担当：山崎英伸	〒410-1326 静岡県駿東郡小山町用沢88-6 TEL：0550-78-0640 FAX：0550-78-1964	関東全域 静岡
富士地区	富士スピードウェイ	アドバンタイヤサービス 株式会社山崎商事 担当：山崎英伸	〒410-1326 静岡県駿東郡小山町用沢88-6 TEL：0550-78-0640 FAX：0550-78-1964	関東全域 静岡
鈴鹿地区	鈴鹿サーキット	アドバンタイヤサービス 共栄タイヤサービス有限公司 担当：小菅久幹	〒456-0032 愛知県名古屋市中熱田区三本松町2-18 TEL：052-871-0300 FAX：052-882-2033	愛知・三重・岐阜 石川・富山・福井
岡山地区	岡山国際サーキット	アドバンタイヤサービス 株式会社アライズ 担当：近藤猛嗣	〒671-1103 兵庫県姫路市広畑区西夢前台6-5 TEL：079-228-2925 FAX：079-228-2927	大阪・兵庫・京都・滋賀 奈良・和歌山・岡山・四国
九州地区	オートポリス	アドバンタイヤサービス ダイコウ 担当：大光賢護	〒816-0846 福岡県春日市下白水南6-19 TEL：092-591-7835 FAX：092-591-7836	九州全域

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）発行件数一覧と申請方法

[公示No.2016-010]

国際モータースポーツ競技規則第2条2)、第2条3)、第3条9)、およびJAFスポーツ資格登録規定第7条2に基づき、JAFが「海外競技会出場証明書（サーティフィケート）」を発行した件数です。

2015年10～11月発行分

開催日（申請種別）	競技会名	開催場所	発行数
10月9日～10月11日	Asian Formula Renault	Shanghai International Circuit, CHINA	1
10月14日～10月18日	IAME INTERNATIONAL FINAL 2015	LE MANS KARTING INTERNATIONAL, FRANCE	6
10月17日～10月18日	Lamborghini Blancpain Super Trofeo ASIA Shanghai	Shanghai International Circuit, CHINA	4
10月17日	ROWE-DMV 250 Meilen Rennen	Nurburgring Nordschleife, GERMANY	3
10月22日～10月24日	FIA World Cup for Cross-Country Rallies -Baja Portalegre 500-	PORTUGAL	1
10月23日～10月25日	GT Asia Series	Chang International Circuit	2
10月25日～11月1日	Targa NZ	NEW ZEALAND	2
10月30日～11月1日	FIA Asia-Pacific Rally Championship -China Rally Longyou	CHINA	2
11月6日～11月8日	Asian Le Mans Series - Malaysia Round -	Sepang International Circuit , MALAYSIA	3
11月6日～11月8日	Asia Cup Series Event 2	Sepang International Circuit , MALAYSIA	1
11月7日～11月8日	DUO BRDC Formula 4 Autumn Trophy	Snetterton, U.K.	1
11月8日～11月14日	Rotax Max Challenge Grand Finals 2015	International Karting Circuit of Portimão in Algarve	10
11月12日～11月15日	WALES RALLY GB	Wales, UK	1
11月18日～11月22日	62nd Macau Grand Prix	Guia Circuit, Macau	3
11月18日～11月22日	Lamborghini Blancpain Super Trofeo ASIA	Sebring International Raceway, USA	2
11月20日～11月21日	X30 Challenge Singapore	KF1 Karting Circuit ,SINGAPORE	1
11月24日～11月29日	RAAT Thailand Endurance Championship International 2016 (Round 1)	Bangsae, THAILAND	13
11月24日～11月29日	Thailand Speed Festival 2015	Bangsae, THAILAND	1
11月26日～11月29日	SEPANG 1000KM	Sepang International Circuit , MALAYSIA	1
12月10日～12月13日	Asian Karting Open Championship Rd.4	Kartodromo de Coloane, MACAU	4
12月11日～12月13日	Asia Cup Super 6	Sepang International Circuit , MALAYSIA	1
12月11日～12月13日	AAM Malaysian Rally Championship Rd.4&Final Rally of Perak	Perak, MALAYSIA	3
12月11日～12月13日	2015 SEPANG 12 HOURS	Sepang International Circuit , MALAYSIA	3

●海外競技会出場証明書（サーティフィケート）申請について

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）は、JAF発行のライセンスを所持する方が、海外で開催されるASN公認の四輪またはカートの競技に参加・出場する際、競技会の格式が国際または国内を問わず必要な証明書です。

ただし、国内カートライセンスでは、海外のカート競技に参加・出場することはできません。

出発日の2週間前までに所定の申請書に記入のうえ、申請料を添えてJAF支部に申請してください。

所定の申請書はJAF窓口で入手するか、JAFホームページ（<http://www.jaf.or.jp>）→モータースポーツ→データ室→各種申請書等→海外競技会出場証明書申請書）からダウンロードすることができます。

1 回用：1競技会限定のサーティフィケートです。

数次用：当該年度中、複数の競技会に有効なサーティフィケートです。
3競技会以上出場のご予定があればこちらをお勧めします。

【申請受付】

JAF地方本部・支部で受付しています。持参または郵送（現金書留）にてご申請ください。

【必要書類】

競技運転者(コドライバー含む)用	参加者用
<ul style="list-style-type: none"> 海外競技会出場に関する証明申請書 写真(3cm×3cm、無帽、無背景) ※髪などで顔が隠れていないもの 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込) 	<ul style="list-style-type: none"> 海外競技会出場に関する証明申請書 申請料 1回用 ¥8,300(税込) 数次用 ¥24,100(税込)

お問い合わせ先（JAF地方本部モータースポーツ窓口）

北海道本部 ☎ 011-857-7155	関西本部 ☎ 072-645-1300
東北本部 ☎ 022-783-2826	中国本部 ☎ 082-272-9967
関東本部 ☎ 03-6833-9140	四国本部 ☎ 087-867-8411
中部本部 ☎ 052-872-3685	九州本部 ☎ 092-841-7731

車両公認一覧

[公示No.2016-011]

	会社名	車両名	型式	申請分類グループ	申請内容	JAF公認No.
1	本田技研工業(株)	Civic WTCC	FK1	FIA・A ER	ランニングギア(VK-S2000のER)	JA-225 ER 18/10

VF：供給変型、VO：オプション変型、VP：プロダクション変型、ET：正常進化、ES：スポーツ進化、ER：誤記訂正、VK：キットカー変型、KS：スーパー2000変型、WR：ワールドラリーカー変型、VR：グループB変型、EVO：進化

2016年全日本レース選手権カレンダーの一部変更について

[公示No.2016-012]

本誌2015年12月号【公示No.2015-108】にてお知らせしました、2016年全日本レース選手権カレンダーにつきまして、レース部会の審議結果に基づき、下記の通り開催日程を変更することをお知らせいたします。

記

- ・ J A F 全日本スーパーフォーミュラ選手権：
 (変更前) 第1戦 2016年4月15日～17日
 ↓
 (変更後) 2016年4月22日～24日

(変更前) 第7戦 2016年11月4日～6日

↓

(変更後) 2016年10月28日～30日

- ・ J A F 全日本フォーミュラ3選手権：
 (変更前) 第1大会 2016年4月15日～17日
 ↓
 (変更後) 2016年4月22日～24日

以上

2016年全日本ダートトライアル選手権カレンダーの一部変更について

[公示No.2016-013]

本誌2015年10月号【公示No.2015-084】にてお知らせしました、2016年全日本ダートトライアル選手権カレンダーにつきまして、スピード行事部会の審議結果に基づき、下記の通り開催日程を変更することをお知らせいたします。

記

- ・ J A F 全日本ダートトライアル選手権第3戦：
 (変更前) 2016年5月21日～22日
 ↓
 (変更後) 2016年5月28日～29日

以上

Aライセンス講習会 日程

[公示No.2016-014]

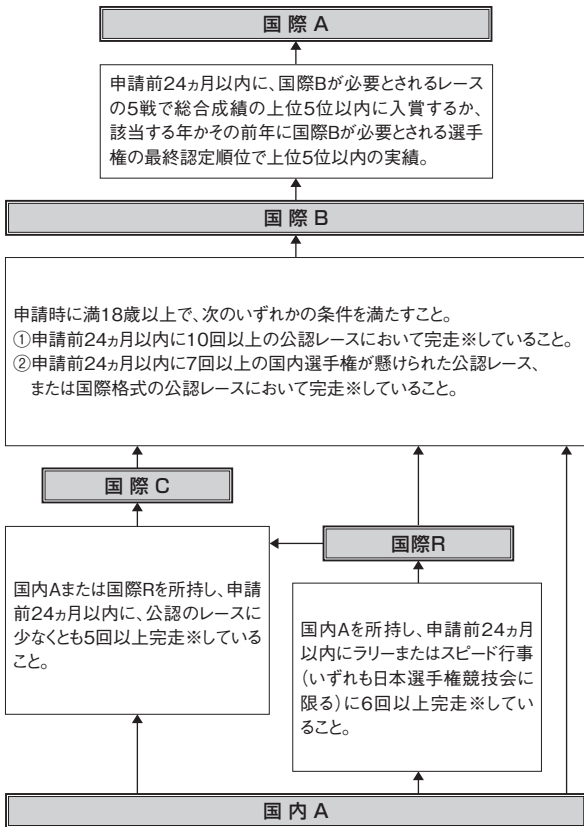
開催日	時間	開催場所	申込先	TEL	主任講師	主任講師 上段：B所持者 下段：B非所持者	教材費
1月20日	9:30～17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	TMAC	03-3611-6687	稲村 政幸	¥19,000/ ¥23,000	実費
2月11日	9:00～16:30	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームクレーバレーシング	03-3766-3312	平塚 由紀人	¥20,000/ ¥24,000	実費
2月20日	9:30～17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	TMAC	03-3611-6687	稲村 政幸	¥20,000/ ¥24,000	実費
3月16日	9:30～17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	TMAC	03-3611-6687	稲村 政幸	¥19,000/ ¥23,000	実費
3月21日	9:00～16:30	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームクレーバレーシング	03-3766-3312	平塚 由紀人	¥20,000/ ¥24,000	実費

公認審判員講習会日程

[公示No.2016-015]

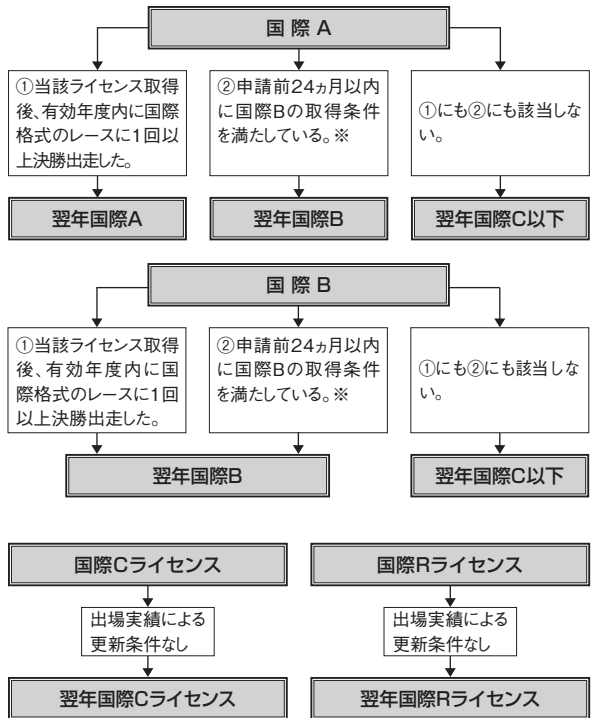
開催日	時間	開催場所	種別	申込先	主任講師	受講料 (1科目)	教材費
2月21日	9:00～ 18:00	スポーツランドSUGO 宮城県柴田郡村田町	技術・コース・計時 A1/A2/B1/B2	989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1 菅生スポーツクラブ 0224-83-3111	大谷 保志	¥12,000	実費

●競技運転者許可証の上級および更新について
○競技運転者許可証の上級条件



※上級申請をする場合、必ず公認競技会出場記録カードを添付すること。
※「完走」とは、競技長により順位認定されること。(リタイア等は含まず)

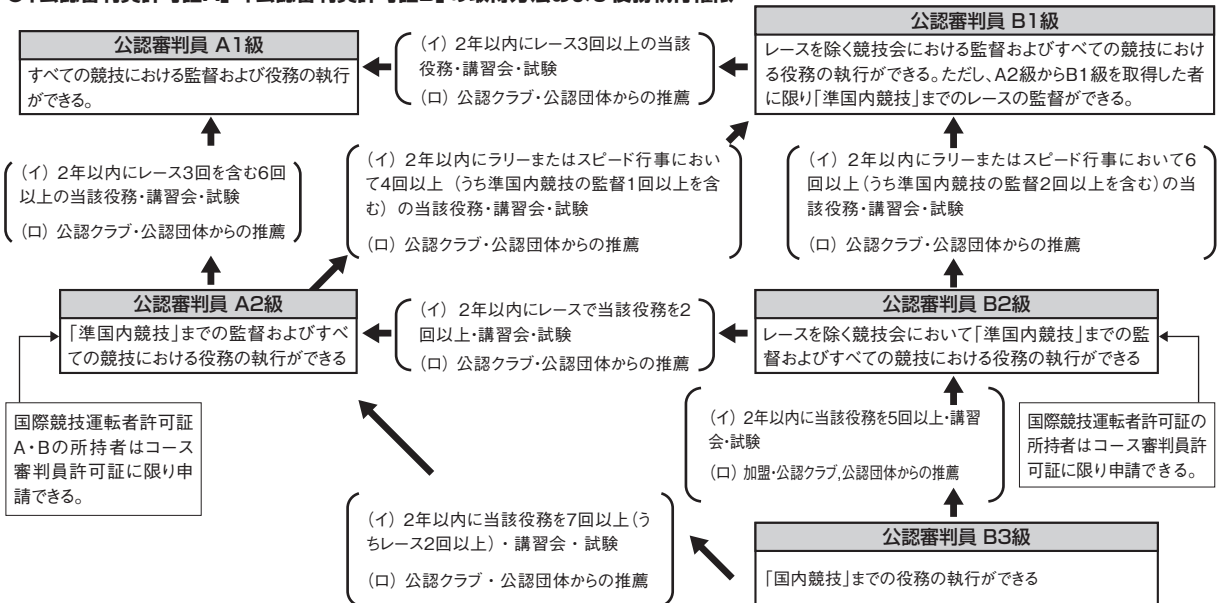
○国際A・B・C・Rライセンスの更新条件



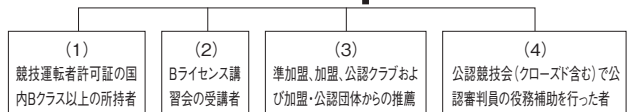
注)更新申請の際、競技会に出走した証明が公認競技会出場記録カードに証印されていないと、その実績の確認ができないので、必ず該当欄に捺印を受けること。

※以前に上級もしくは更新の際に確認した過去24ヵ月の実績も含めることを認める。

●「公認審判員許可証A」・「公認審判員許可証B」の取得方法および役務執行権限



注)上級申請をする場合、必ず役務記録カードを添付すること。
監督または役務の執行を行なった証明は、その都府県競技会の事務局長が審判員の「役務記録カード」(JAF所定)に署名捺印することによって証明される。



RACING KART INFORMATION

JAF指定カートタイヤについて

[公示No.2016- K001]

2015年12月時点のJ A F 指定カートタイヤについて、下記の通りお知らせいたします。

1. 適用クラスおよび銘柄

クラス	銘柄	製造者	クラス	銘柄	製造者
FA-2	・SL07 (ドライ)	(株)ブリヂストン	FP-Jr Cadets	・SL83 (ドライ)	住友ゴム工業(株) (株)ブリヂストン 横浜ゴム(株)
	・SL6 (ドライ)	住友ゴム工業(株)		・SLFD (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・SL9 (ドライ)	住友ゴム工業(株)		・SLJ (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・AAE (SL07) (ドライ)	横浜ゴム(株)		・AAJ (SLJ) (ドライ)	横浜ゴム(株)
	・(MOJO) D2 (ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		・(MOJO) D2 (ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	・SL03 (ウエット)	横浜ゴム(株)		・SL03 (ウエット)	横浜ゴム(株)
	・SL94 (ウエット)	(株)ブリヂストン		・SL94 (ウエット)	(株)ブリヂストン
	・(MOJO) W2 (ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		・SL98 (ドライ&ウエット)	住友ゴム工業(株)
・SLW2 (ウエット)	住友ゴム工業(株)	・(MOJO) W2 (ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		
FR-2	・SL07 (ドライ)	(株)ブリヂストン	・SLW2 (ウエット)	住友ゴム工業(株)	
	・SL6 (ドライ)	住友ゴム工業(株)	FP-2	・SL07 (ドライ)	(株)ブリヂストン
	・SL9 (ドライ)	住友ゴム工業(株)		・SL6 (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・AAE (SL07) (ドライ)	横浜ゴム(株)		・SL9 (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・(MOJO) D2 (ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		・SLFD (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・SL03 (ウエット)	横浜ゴム(株)		・AAE (SL07) (ドライ)	横浜ゴム(株)
	・SL94 (ウエット)	(株)ブリヂストン		・(MOJO) D2 (ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	・(MOJO) W2 (ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		・SL03 (ウエット)	横浜ゴム(株)
・SLW2 (ウエット)	住友ゴム工業(株)	・SL94 (ウエット)		(株)ブリヂストン	
FP-Jr	・SL07 (ドライ)	(株)ブリヂストン	・(MOJO) W2 (ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG	
	・SL9 (ドライ)	住友ゴム工業(株)	・SLW2 (ウエット)	住友ゴム工業(株)	
	・SL83 (ドライ)	(株)ブリヂストン 横浜ゴム(株)	FP-3	・SL07 (ドライ)	(株)ブリヂストン
	・SLFD (ドライ)	住友ゴム工業(株)		・SL6 (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・SLJ (ドライ)	住友ゴム工業(株)		・SL9 (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・AAE (SL07) (ドライ)	横浜ゴム(株)		・SL83 (ドライ)	住友ゴム工業(株) (株)ブリヂストン 横浜ゴム(株)
	・(MOJO) D2 (ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		・SLFD (ドライ)	住友ゴム工業(株)
	・SL94 (ウエット)	(株)ブリヂストン		・AAE (SL07) (ドライ)	横浜ゴム(株)
	・SL03 (ウエット)	横浜ゴム(株)		・(MOJO) D2 (ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	・(MOJO) W2 (ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		・SL03 (ウエット)	横浜ゴム(株)
	・SLW2 (ウエット)	住友ゴム工業(株)		・SL94 (ウエット)	(株)ブリヂストン
				・SL98 (ドライ&ウエット)	住友ゴム工業(株)
		・(MOJO) W2 (ウエット)		Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG	
		・SLW2 (ウエット)		住友ゴム工業(株)	

2. 諸元表
住友ゴム工業株式会社

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・SL83	FRONT	10 x 3.60 - 5	JAF-001
	REAR	11 x 6.00 - 5	
・SL98	FRONT	10 x 4.50 - 5	JAF-007
	REAR	11 x 6.50 - 5	
・SL6	FRONT	10 x 4.50 - 5	JAF-015
	REAR	11 x 7.10 - 5	
・SL9	FRONT	10 x 4.50 - 5	JAF-017
	REAR	11 x 7.10 - 5	

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・SLFD	FRONT	10 x 4.50 - 5	JAF-022
	REAR	11 x 6.00 - 5	
・SLJ	FRONT	10 x 3.60 - 5	JAF-023
	REAR	11 x 5.00 - 5	
・SLW2	FRONT	10 x 4.50 - 5	JAF-024
	REAR	11 x 6.50 - 5	

(株)ブリヂストン

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・SL83	FRONT	3.6 / 10.0 - 5	JAF-004
	REAR	6.0 / 11.0 - 5	
・SL94	FRONT	4.0 / 10.0 - 5	JAF-006
	REAR	6.0 / 11.0 - 5	

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・SL07	FRONT	4.5 / 10.0 - 5	JAF-016
	REAR	7.1 / 11.0 - 5	

横浜ゴム株式会社

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・SL83	FRONT	3.6 x 10.0 - 5	JAF-008
	REAR	6.0 x 11.0 - 5	
・SL03	FRONT	4.0 x 10.0 - 5	JAF-014
	REAR	6.0 x 11.0 - 5	

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・AAE (SL07)	FRONT	4.5 x 10.0 - 5	JAF-020
	REAR	7.1 x 11.0 - 5	
・AAJ (SLJ)	FRONT	3.6 x 10.0 - 5	JAF-021
	REAR	5.0 x 11.0 - 5	

Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・(MOJO) D2	FRONT	4.5 / 10.0 - 5	JAF-018
	REAR	7.1 / 11.0 - 5	

銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.
・(MOJO) W2	FRONT	4.5 / 10.0 - 5	JAF-019
	REAR	6.0 / 11.0 - 5	

3. 留意事項

オーガナイザーは、競技会のクラス毎に製造者を限定し、競技会特別規則書に記載して下さい。

以上

2016年全日本／地方／ジュニアカート選手権カレンダーの一部変更について

[公示No.2016- K002]

JAFスポーツ誌2015年12月号(公示No.2015-K014)で公示しました標記カレンダーの一部が、以下の通り変更となりましたのでお知らせいたします。

ジュニアカート選手権 FP-Jr部門／
FP-Jr Cadets部門 東地域 第1戦

開催日：(変更前) 4月2日～3日
⇒ (変更後) 3月26日～27日

以上

全日本カート選手権 KF部門 第1戦・第2戦／
FS-125部門 東地域 第1戦
地方カート選手権 FP-3部門／FS-125部門 東地域 第1戦

●カートドライバーライセンスの上級条件

カート国際A

◎カート国際B所持者で、申請前2年以内の選手権または競技会において、以下の何れかの成績を収めていること。
 ・単一イベントとして開催されたCIK-FIA選手権・トロフィー、またはカップの参加者中、上位33%にランクされていること。(上位33%のドライバー数が、選手権決勝戦出場者34名を超えた場合は、クオリファイングヒートの中間着順に基づいて、国際Aライセンス候補者を選定する。)
 ・シリーズ戦として開催されたCIK-FIA選手権、トロフィー、またはカップの最終ランキングで得点を得ていること。
 ・3つの国際競技会の参加者中、上位33%以内に入賞していること。ただしこの場合、国際Bライセンス取得後に得た実績とする。

カート国際B

◎カート国際C(ジュニア国際)取得後、申請前24ヵ月以内に全日本選手権および/または国際イベントにおいて、上位10位以内に少なくとも3回入賞。
 ☆カート国際C(ジュニア国際)所持者でカート国際B講習会を受講し合格した者。
カート国際C(ジュニア国際)所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

カート国際C (15歳~)

◆ジュニア国際所持者で当該年に15歳に達する者は1月以降に発給できる。
 ◎カート国内A(ジュニアA)取得後、申請前24ヵ月以内に格式準国内の競技会に4回以上出場。または、格式国内の競技会に2回以上、もしくは全日本選手権の競技会に1回以上出場。なお格式準国内と国内を組み合わせる場合は合計3回以上。
 ☆カート国内A所持者でカート国際C(ジュニア国際)講習会を受講し合格した者。
カート国内A所持者で公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

ジュニア国際 (13歳~14歳)

◎ジュニアA取得後、申請前24ヵ月以内に格式(ジュニア)準国内の競技会に4回以上、もしくはジュニア選手権の競技会に2回以上出場。または、格式ジュニア国内の競技会に2回以上出場。なお格式(ジュニア)準国内とジュニア国内を組合せる場合は合計で3回以上。
 ☆ジュニアA所持者でカート国際C(ジュニア国際)講習会を受講し合格した者。
ジュニアA所持者で公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。

カート国内A (15歳~)

◆ジュニアA所持者で当該年に15歳に達する者は1月以降に発給できる。
 ◎カート国内B(ジュニアB)所持者でライセンス取得後、申請前24ヵ月以内に格式制限付の競技会に2回以上出場。または、格式準国内以上の競技会に1回以上出場。
カート国内B所持者で加盟/公認カートクラブ代表者の推薦を受けた者
加盟/公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。
 また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること。

ジュニアA (12歳~14歳)

◎ジュニアB所持者でライセンス取得後、申請前24ヵ月以内に格式制限付の競技会に2回以上出場。または、格式ジュニア準国内以上の競技会に1回以上出場。
カートジュニア国内B所持者で加盟/公認カートクラブ代表者の推薦を受けた者。
加盟/公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。
 また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること。

カート国内B (15歳~)

◆ジュニアB所持者で当該年に15歳に達する者は1月以降に発給できる。
 ◎JAF登録カートクラブ・団体が主催するクローズド競技会に1回以上出場した者。
 ☆カート国内B(ジュニアB)講習会を受講し合格した者。
準加盟/加盟/公認カートクラブの会員で当該クラブ代表者の推薦を受けた者、または加盟/公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。
 また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること。

ジュニアB (10歳~14歳)

◎JAF登録カートクラブ・団体が主催するクローズド競技会に1回以上出場した者。
 ☆カート国内B(ジュニアB)講習会を受講し合格した者。
準加盟/加盟/公認カートクラブの会員で当該クラブ代表者の推薦を受けた者、または加盟/公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。
 また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること。

◎競技実績による上級 推薦による取得・上級
 ☆講習会受講による取得 ◆年齢制限解除による取得

凡例： ← 上級 ← 年齢制限解除に伴う上級 ← 年齢制限解除に伴う更新/書き換え

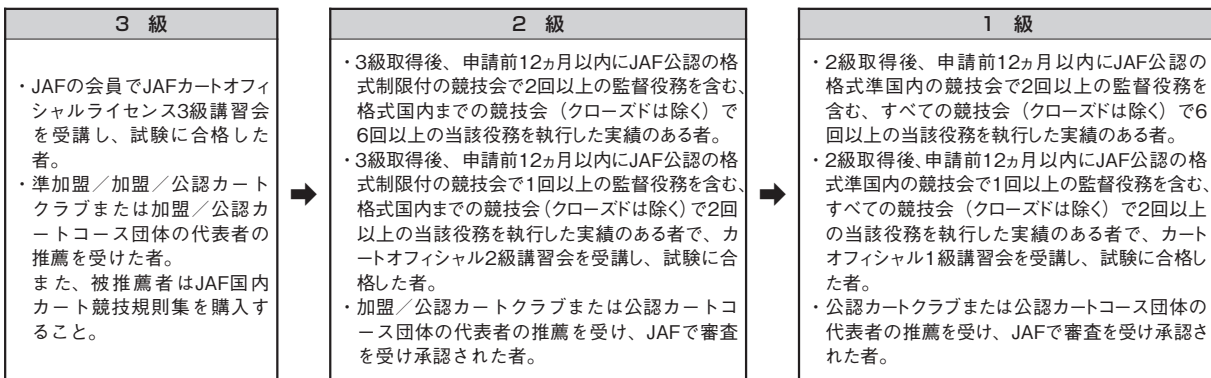
※発給年齢の詳細は、「カートライセンス発給規定」を参照のこと。

●カート国際A・B・Cドライバーライセンス更新の条件

注)ライセンス更新の際は該当する競技会出場実績が確認できる書類(競技結果、出場記録カード等)を必ず提出してください。

1. 国際A
更新:ライセンス取得後3年の間にCIK選手権・トロフィー・カップで6位以内入賞、もしくは5年以内にCIK選手権・トロフィー・カップに最低1回参加したことがある場合、更新可。
以上の条件を満たさないドライバーは国際Aの資格を失うが下位等級のライセンスは取得可。
2. 国際B
更新:ライセンス取得後2年以内に該当するカテゴリーの国際競技に1回以上参加、もしくは国際B上級の条件を満たしていること。
3. 国際C
更新:条件なし。(国内A、国内Bと同様の取り扱い)

●カートオフィシャルライセンスの上級申請条件



JAFカートカレンダー（1～3月）

格式A－国際／B－準国際／C－国内／D－準国内／E－制限付

●太字は全日本選手権、世界選手権、国際競技及びそれに準ずる競技会・下線付き細字は地方選手権
●このカレンダーは12月15日までに本部にて受付したものです。

1 (JAN)					
開催日	競技会名	オーガナイザー／電話番号	格式	競技車両	開催場所
1月 24日	2016 HARUNACUP KARTRACE Rd1	HMSL (0279-54-8199)	D	FS-125	榛名モータースポーツランド
2 (FEB)					
2月 20日 ～21日	2016 鈴鹿選手権シリーズ第1戦 KART RACE IN SUZUKA	SMSC (059-378-3405)	D	FS-125	鈴鹿サーキット国際南コース
2月 21日	2016 WAKO'S スーパーカートVICIC岡山国際サーキット選手権シリーズ第1戦	VICIC (0465-83-4702)	D	<u>FC-2リブレ</u> D FC-2リブレ	岡山国際サーキット
3 (MARCH)					
3月 6日	2016 もてぎカートレース第1戦	(株)モビリティランド (0285-64-0200)	D	FS-125	ツインリンクもてぎ北ショートコース
3月 13日	2016 HARUNACUP KARTRACE Rd2	HMSL (0279-54-8199)	D	FS-125	榛名モータースポーツランド
3月 13日	2016 APG CUP 第1戦	APG (0550-75-6138)	D	FS-125	オートパラダイス御殿場
3月 19日 ～20日	2016 WAKO'S スーパーカートVICIC筑波サーキット選手権シリーズ第1戦	VICIC (0465-83-4702)	D	<u>FC-2リブレ</u> D FC-2リブレ	筑波サーキット
3月 21日 ～22日	2016 鈴鹿選手権シリーズ第2戦 KART RACE IN SUZUKA	SMSC (059-378-3405)	D	FS-125 E FCリブレ	鈴鹿サーキット国際南コース
3月 27日 ～28日	2016年全日本カート選手権KF部門第1・2戦 2016年全日本カート選手権FS-125部門東地域第1戦 2016年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門東地域第1戦 2016年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets部門東地域第1戦	(株)モビリティランド (0285-64-0200)	C C D D	KF FS-125 FP-3,FS-125 FP-Jr,FP-JrCadets	ツインリンクもてぎ北ショートコース